

尼崎市道意町7丁目中地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則を公布する。

令和6年3月27日

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市規則第10号

尼崎市道意町7丁目中地区地区計画の区域内における建築物
の制限に関する条例施行規則

（この規則の趣旨）

第1条 この規則は、尼崎市道意町7丁目中地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（令和6年尼崎市条例第14号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

（許可の申請手続等）

第2条 条例第2条第1項ただし書（建築基準法（昭和25年法律第201号）第87条第2項及び第3項において準用する場合を含む。）の規定による許可の申請をしようとする者は、許可申請書の正本及び副本に尼崎市建築基準法施行細則（昭和40年尼崎市規則第68号。以下「細則」という。）第17条第1項各号及び第2項第4号アからオまでに掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する許可をしたときは、許可通知書に同項の許可申請書の副本及びその添付図書を添えて当該許可を申請した者に通知するものとする。

3 細則第3条第1項、第4条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）及び第12条第1項の規定は第1項に規定する許可を受けた建築物の建築主について、細則第11条の2の規定は当該許可を申請した者について、それぞれ適用する。

第11条の2及び第12条第1項の規定は、第1項に規定する許可を受けた建築物の建築主について適用する。

（施行の細目）

第3条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な

事項は、主管局長が定める。

付 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。